

中央労基協 Report 令和5年11月

しごとより、いのち。

～11月は「過労死等防止啓発月間」です～

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、各都道府県において「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導やセミナーの開催、一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

しごとより、いのち。

仕事は本来、やりがいや生きがいを生み出し、人生を豊かにしてくれるもの。だからこそ、働き過ぎやストレスで心や体の健康を損なうのは絶対にあってはならないことです。すべての人が健康で、毎日イキイキと働き続けられる社会へ、みんなで一緒に考えてみませんか。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp>

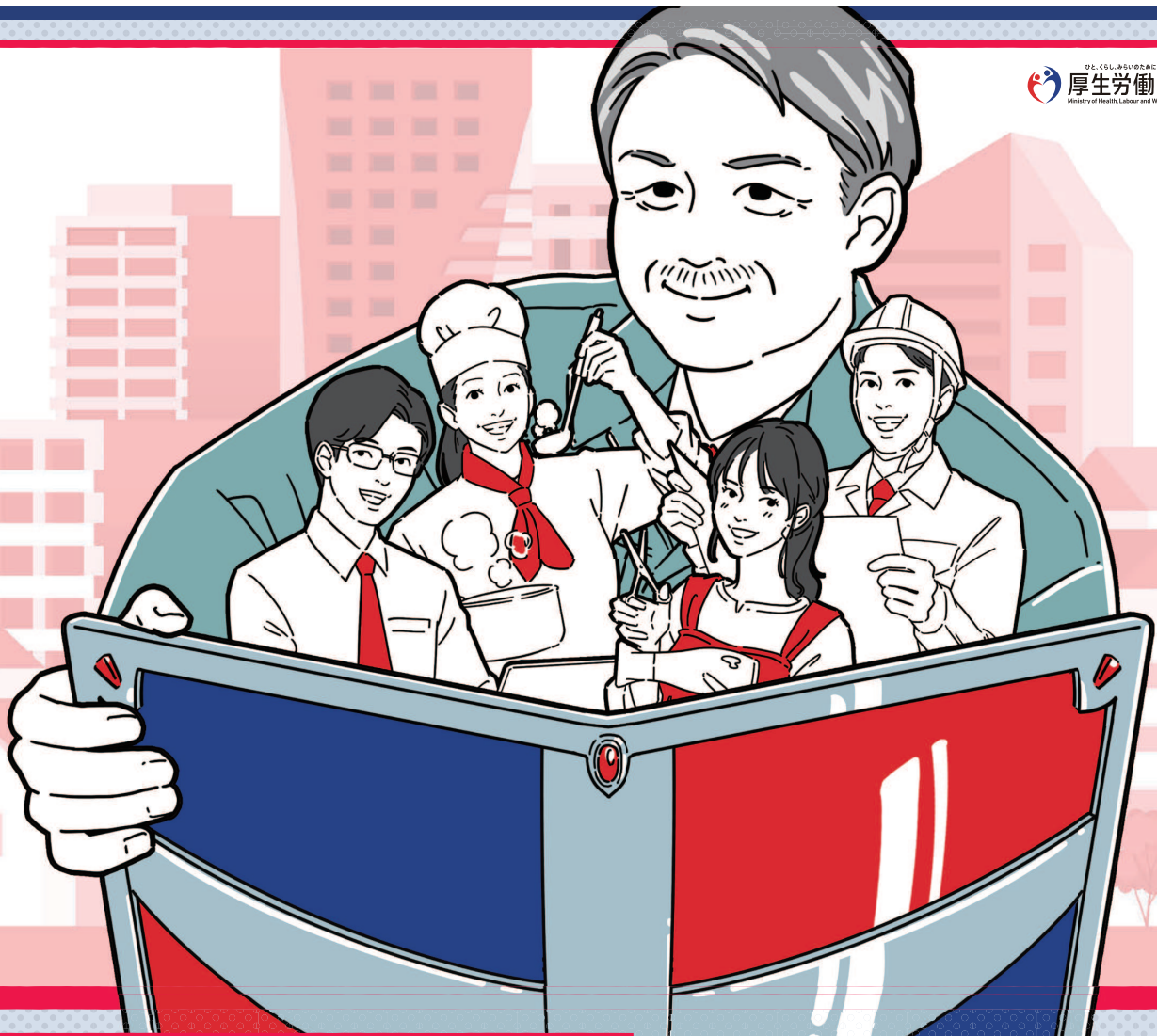
詳しい情報や相談窓口はこちら
厚生労働省 過労死防止 検索

※取組等の概要については、厚生労働省ホームページをご確認ください。

発行所 公益社団法人 東京労働基準協会連合会（略称：（公社）東基連） 中央労働基準協会支部
〒102-0084 東京都千代田区二番町9番地8 TEL03-3263-5060 FAX 03-3263-6485 <https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

* 中央労働基準協会支部ホームページの会員専用パスワードは、「toukirenchuo」です

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です



働きがいの

そばには**労働保険。**

労働保険

労災保険 + 雇用保険

雇ったら、入る。労働者を守る。

正社員、パート、アルバイトなど雇用形態にかかわらず、
労働者を一人でも雇っていたら、
労働保険の成立手続きを行う義務があります。

電子申請なら24時間、365日いつでも手続き可能! 口座振替納付も便利

詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。

厚生労働省ホームページ ▶

<https://www.mhlw.go.jp>

労働保険 特設サイト



または二次元コードから ▶

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会



事業主の皆さまへ

「労働保険」とは、労災保険(労働者災害補償保険)と雇用保険の総称です。

このリーフレットで、貴事業場について労働保険の成立手続義務の有無などをご確認の上、まずは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所(ハローワーク)へご相談ください。

労災保険

労働者が仕事(業務)や通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合や不幸にもお亡くなりになった場合に、被災労働者やご遺族を保護するための給付等を行っています。

雇用保険

労働者が失業した場合や育児・介護のため休業した場合、また、自ら教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付等を行っています。

成立手続義務のある事業場

正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業場は強制適用事業であり、成立手続を行う義務があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業については、強制適用事業場から除かれています。
※強制適用以外の事業場でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます(任意加入制度)。

労働者とは?

労働者とは、正社員、パート、アルバイトなど名称や雇用形態にかかわらず、労働に対して賃金が支払われる者をいいます。
労災保険は、短時間労働者(パート、アルバイト等)を含むすべての労働者が対象となります。雇用保険は、労働時間等一定の要件を満たす場合は短時間労働者も対象となります。
※法人の役員、同居の親族等は一定の場合を除き労災保険、雇用保険の対象となりません。

成立手続を怠っていると?

1 遑って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。

労働局、労働基準監督署又はハローワークから指導を受けたにもかかわらず、労働保険の成立手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料額を決定します。その際、労働保険料は手続を行っていなかった過去の期間についても遑って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料や追徴金を支払わない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。

事業主が、故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた事故について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の範囲で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

3 事業主の方のための助成金が受けられません。

雇用調整助成金(休業等によって雇用維持を図る事業主に助成)や、特定求職者雇用開発助成金(高齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成)などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の滞納がある場合、受給できない場合があります。



電子申請での手続、口座振替納付が便利。

電子申請での手続をご利用いただくと、行政機関に向くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手続を行うことができます。

[電子申請ホームページ](#)



労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。詳しくは、厚生労働省ホームページで「労働保険料等の口座振替納付」と検索してください。

[口座振替ホームページ](#)



◆休業（補償）等給付請求書（様式第8号及び第16号の6）の一部が改正されました

「労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件の一部を改正する件（令和5年厚生労働省告示第116号）」が、令和5年3月30日に交付され、令和5年4月1日から適用されることとなりました。

《改正内容の一部》

➤ 様式第8号及び第16号の6

裏面中「〔注意〕三」の記載を改めたこと。別紙2の「一部休業日」を「部分算定日」に改め、「〔注意〕」の記載を改めたこと。

休業（補償）等給付を請求される皆さま・事業主の皆さまへ

その休業（補償）等給付請求に、賃金が支払われる休暇等は含まれていませんか？
該当する場合は別紙2の提出が必要です

休業（補償）等給付を請求する休業期間に**部分算定日**が含まれる場合、休業（補償）等給付請求書に**別紙2**を添付する必要があります。

対象

部分算定日とは、以下のような場合をいいます。
部分算定日については、給付基礎日額から当該部分算定日に対して実際に支払われた賃金を控除して得た額を基に保険給付が行われます。

- 療養のために所定労働時間のうちその一部についてのみ労働する日
- 賃金が支払われる休暇（有給休暇、通勤手当等が支払われる休業日）

具体例

具体的に、どういった場合に**別紙2の提出が必要となるか**について、以下に例を挙げました。

事例	
1	所定労働時間（午前9時～午後6時）のうち、午前中は勤務し、午後は通院のため休業した場合
2	所定労働時間（午前9時～午後6時）のうち、午前中は有給休暇を取得し、午後は通院のため休業した場合
3	月単位で支給される賃金（例：通勤手当、住宅手当等）について日割り計算による減額がなされず、休業中も支給された場合
4	複数の事業場で就業している労働者が、一方の事業場で休業し、他方の事業場で有給休暇を取得した場合

【事例1の場合】

給付基礎日額が15,000円、午前中の労働に対する賃金が4,500円の場合、休業（補償）等給付の額は以下のとおりとなります。

保険給付 : $(15,000円 - 4,500円) \times 60\% = 6,300円$
特別支給金 : $(15,000円 - 4,500円) \times 20\% = 2,100円$

※別紙2の記入例は、裏面をご覧ください。

資料のダウンロード

労災に関する請求書は、厚生労働省ウェブサイトからダウンロードできます。

労災 請求書



[URL]

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudokijun/rousaihoken.html



都道府県労働局・労働基準監督署

※詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。

別紙2 記入例（休業期間中に住宅手当等が支払われた場合）

休業期間中（5月15日～5月31日）、以下の賃金が支払われた場合

※ 賃金の締切日は毎月20日とします。

- ① 4月21日～5月20日の賃金支払期間について、月単位で支給される住宅手当3万円が日割り計算による減額がなされず休業期間中（5月15日～5月20日）も支払われた場合
- ② 5月31日、午前中に3時間勤務し、賃金4,500円が支払われた場合

様式第8号 別紙2)

労働保険番号					氏名	災害発生年月日
府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	厚労 太郎	令和4年 5月15日
13	1	12	114029000	000		

通勤災害の場合は、様式第16号の6です。

① 療養のため労働できなかった期間
令和4年 5月 15日から 令和4年 5月 31日まで 17日間

② ①のうち賃金を受けなかった日の日数 17日

③ ②の日数の内訳

全部休業日	10日
部分算定日	7日

「①のうち賃金を受けなかった日の日数（17日）のうち、部分算定日の日数を記載します。今回の場合、住宅手当が支払われた6日間（5月15日～5月20日）及び所定労働時間のうち一部について労働して賃金が支払われた5月31日の合計7日が、部分算定日となります。

年月日	賃金の額	備考
令和4年 5月 15日	1,000円	住宅手当
令和4年 5月 16日	1,000円	住宅手当
令和4年 5月 17日	1,000円	住宅手当
令和4年 5月 18日	1,000円	住宅手当
令和4年 5月 19日	1,000円	住宅手当
令和4年 5月 20日	1,000円	住宅手当
令和4年 5月 31日	4,500円	午前中に3時間勤務 ※午後は通院のため休業

月単位で支給される住宅手当3万円について、部分算定日（5月15日～5月20日）に支払われた賃金の額は、1日あたり $30,000円 \div 30 = 1,000円$ となります。
※ 別紙2下部の[注意]2に記載のとおり、月単位で支給されている賃金については30で割った額が部分算定日に支払われた賃金の額となります。
※ 計算に当たり1円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てた金額を記載してください。

一部休業日（療養のため所定労働時間のうち一部について労働した日）がある場合、当該休業日に実際に支給された賃金の額を記載してください。

〔注意〕

- 1 「全部休業日」とは、②欄の「賃金を受けなかった日」のうち、部分算定日に該当しないものをいうものであること。
- 2 「部分算定日」とは、②欄の「賃金を受けなかった日」のうち、業務上等の負傷又は疾病による療養のため所定労働時間のうちその一部分についてのみ労働した日（以下「一部休業日」という。）若しくは賃金が支払われた休暇をいうものであること。
なお、月、週その他一定の期間（以下「特定期間」という。）によって支給される賃金が全部休業日又は一部休業日についても支給されている場合、当該全部休業日又は一部休業日は、別途、賃金が支払われた休暇として部分算定日に該当するため、当該賃金を特定期間の日数（月によって支給している場合については、三十）で除して得た額に、当該部分算定日の日数を乗じて得た額を④の「賃金の額」欄に記載すること。
- 3 該当欄に記載することができない場合には、別紙を付して記載すること。

**初回分の請求のみならず
継続分の請求であっても
休業期間に部分算定日が
含まれる場合は、別紙2
の提出が必要です。**

お問い合わせは労働局・労働基準監督署へ

最寄りの労働局・労働基準監督署へ、お気軽にお問い合わせください。

■全国の労働局一覧はこちら

■お電話でのご相談

労災保険相談ダイヤル：0570-006031（平日8:30～17:15）

労災保険給付などに関する一般的なご質問は、お電話でも受け付けています。

※ご利用には通話料がかかります。



(R5.3)

令和5年度講習カレンダー〔令和5年11月～令和6年3月〕

(公社) 東基連 中央労働基準協会支部

TEL03 (3263) 5060 FAX03 (3263) 6485

10月からの受講費をインボイス制度に対応するため
一部の講習で変更がございます(赤字部分)

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8

<https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

右のQRコードは、ホームページに繋がります。



中央労働基準協会支部ホームページの会員専用パスワードは、「**toukirenychuo**」です

講習名		月	10月～受講費【円】 受講料+テキスト代(税込)	11月	12月	令和6年 1月	2月	3月
技能講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 技能講習		23,210	28(火)～ 30(木)				13(水)～ 15(金)
	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習		15,180					
	石綿作業主任者技能講習		15,180		14(木)～ 15(金)		21(水)～ 22(木)	
教特別	第2種酸素欠乏危険作業特別教育		9,900					
法定講習等	安全衛生推進者養成講習		14,630	14(火)～ 15(水)		18(木)～ 19(金)		7(木)～ 8(金)
	衛生推進者養成講習		9,900		12(火)		6(火)	
	安全管理者選任時研修		(会員)10,560 (非会員)12,540	6(月)～ 7(火)		25(木)～ 26(金)		4(月)～ 5(火)
	リスクアセスメント担当者研修		(会員)10,560 (非会員)12,540					
	化学物質管理者講習(製造業向け2日)		(会員)27,170 (非会員)30,470			12(金)&15(月)		
	化学物質管理者講習(取扱い事業場向け1日)		(会員)15,070 (非会員)18,370	16(木)	25(月)			
	雇入れ時の安全衛生教育		(会員)3,058 (非会員)4,048					
受験準備講習	衛生管理者試験 受験準備講習	第1種3日	(会員)19,030 (非会員)22,000		6(水)～ 8(金)			
		第2種2日	(会員)16,170 (非会員)19,140		6(水)～ 7(木)			
		特例第1種 1日	(会員)9,460 (非会員)10,450		8(金)			
その他安全衛生講習	熱中症予防管理者研修		(会員)5,390 (非会員)7,370					
	総括安全衛生管理者講習		(会員)10,450 (非会員)12,430					
	新たに選任された衛生管理者のためのセミナー (日程未定)		無料 【しおり代、 825円】					
人事労務講習等	新規労務担当者向け実務講習		(会員)12,780 (非会員)15,750					
	年金講座【2回セット】		(会員)7,700 (非会員)10,670	20(月) 27(月)				
	基礎 初級 講座	労働基準法等基礎講座	(会員)3,740 (非会員)5,720					
		社会保険【健保・年金】 基礎講座	(会員)4,125 (非会員)6,105					
	中級 実務 講座 担当者 向け	労働基準法等実務講座 【2回セット】	(会員)8,690 (非会員)11,660			16(火) 24(水)		
		労災保険実務講座 【2回セット】	(会員)8,360 (非会員)11,330					
		社会保険【健保・年金】 実務講座【2回セット】	(会員)8,085 (非会員)11,055					
		雇用保険実務講座	(会員)3,080 (非会員)5,060					
	女性関連セミナー		無料				14(水)	

使用テキストの改訂に伴い、金額が変わる場合がございます。受講料につきましては、WEB申込時に再度ご確認ください。

*講習等の日程、内容及び受講費に関しましては、変更になる場合がございます。ご了承ください。(その他安全衛生・人事労務講習等は、一部【案】を含みます。)

*受講料、テキスト代は消費税を含んだ金額となっております。テキスト代は改訂により変更となる場合があります。

*会員とは、東基連本部・支部(中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅及び三鷹の各労働基準協会支部)会員をいいます。

令和5年10月17日現在